

平成28年度 京都市中小事業者 省エネ・節電設備整備事業補助金 募集要領

京都市内の中小企業等のみなさんが、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を目的に行う省エネ設備の整備等の取組に補助金を交付します。

○申請受付期間

平成28年5月9日（月）～平成29年1月31日（火）

（受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

※ただし、予算がなくなり次第、募集を終了します。

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

問合せ先、補助金交付申請書の提出先

| | |
|-------|--|
| 組 織 名 | (一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 |
| 所 在 地 | 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階 |
| 連 絡 先 | TEL (075) 323-3840 FAX (075) 323-3841 |

平成28年度京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金 募集要領 (目次)

- 1 補助金の趣旨
- 2 補助対象者
- 3 補助対象事業
- 4 補助対象となる事業期間
- 5 補助要件
- 6 補助率及び補助金額
- 7 補助対象経費
- 8 補助金交付申請手続き等 (提出書類、提出先・受付期間等)
- 9 審査及び結果の通知
- 10 事業の完了及び補助金の支払い (実績報告書、完了検査・支払い)
- 11 その他 (圧縮記帳)

1 補助金の趣旨

本事業は、京都市の補助を受けて、一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構 (以下「機構」という。) が実施するもので、地球温暖化対策を推進し、併せて温室効果ガス削減対策技術を普及させることを目的として、京都市内の中小企業等が行う温室効果ガス削減のための設備の整備に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助対象者

本事業の補助対象事業者は、京都市内に事業所を有する以下の中小企業等です。

なお、京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」に該当する中小企業等は、対象外です。

(1) 中小企業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

ア 次の会社及び個人

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金基準 ^{※1} (資本金の額又は出資の総額) | 従業員基準 ^{※1} (常時使用する従業員数 ^{※2}) |
|-----------------|---------------------------------------|--|
| 製造業その他（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |

※1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

※3 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

イ ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業は、次のとおりです。

| 業種分類 | 中小企業者の要件（aかbのいずれかに該当） | |
|--|-----------------------|----------|
| | 資本金基準（a） | 従業員基準（b） |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

ウ 企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成11年政令201号）で定める法人格を有する団体も含まれます。

(2) 有限責任事業団体

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの

(3) 医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下、又は補助対象事業所における入所定員数が150人以下のもの

(4) 社会福祉法人

常時使用する従業員の数が100人以下、又は補助対象事業所における入所定員数が100人以下のもの

(5) 上記(1)～(4)のほか、機構理事長が、**適当と認める事業者**(学校法人等)

常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人 など

また、次の事項に該当する場合は、補助対象事業者となりません。

ア 京都市税を滞納している者

イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者

ウ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

オ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

ク イからカまで(キの場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者

3 補助対象事業

本事業の補助対象は、「**省エネ・節電・EMS診断**」※において**提案された施策に基づき実施する、京都市内の事業所(既存建築物)における省エネ設備整備事業**です。

※「省エネ・節電・EMS診断」… エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにすることのうち、機構が平成28年度に実施する「省エネ・節電・EMS診断事業」並びに平成27年度及び平成26年度に実施した「省エネ・節電診断事業」のこと。

<整備例>

- | |
|--|
| ① 照明設備の省エネ化(インバータ型蛍光灯設備、LED蛍光灯設備等) |
| ② 空調設備の省エネ化(冷暖房機器等) |
| ③ ボイラー等の省エネ化(工業用ボイラー、給湯機器等) などの高効率な省エネ改修 |

ただし、次のような設備・事業は対象となりません。

ア 一般家電製品等汎用性の高い設備又は機器(パソコン、テレビ等)

イ 工事を伴わない設備で、消耗品の購入に当たるもの(LED電球、外付けインバータ等)

ウ 増築に係る事業

4 補助対象となる事業期間

本事業の補助対象は、交付決定日以降に着手し、平成29年2月28日（火）までに完了する事業です。

※ 交付決定日までに事業に着手（契約行為、発注等）した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

5 補助要件

本事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 法令及び条例等の規定に適合していること。
- (2) 京都市内の施工者（京都市内に事業所（本店、支店及び営業所等）を有する法人又は京都市内の個人事業所）と工事請負契約を締結して、省エネ設備を導入すること。
- (3) 補助対象事業に関し、京都府、京都市及び国等の財源を用いた他の公的補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (4) 太陽光等の再生可能エネルギーを用いた発電設備の整備事業においては、発電した電気を自家消費又は余剰電力の買取に使用する発電設備の設置であること。（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した、全量を売電する発電設備の整備事業は補助対象事業に含まない。）

6 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は、次表のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

| | |
|------|---|
| 補助率 | 補助対象経費の3分の1以内 |
| 補助金額 | 20万円以上 150万円以下 (補助対象経費が60万円以上のもの) |
| その他 | ① 補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。 ② 1企業で複数の事業を実施する場合（例：空調設備と照明設備を整備する場合）や、市内の複数の事業所において事業を実施する場合でも、1企業あたりの補助金の上限額は150万円です。 |

7 補助対象経費

補助対象経費は、次表に掲げるとおり、事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又は実施されたことを証明できるものに限ります。

| 経費の区分 | 内 容 |
|-------------|---|
| 設 計 費 | 補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費 |
| 本 工 事 費 | 補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等) |
| 付 帯 工 事 費 | |
| 機 械 器 具 費 | 補助対象事業の実施に必要な機械装置の購入に要する経費 |
| 測 量 ・ 試 験 費 | 試験調整等に要する経費 |

【補助対象外経費等】

新設又は増設する場合や、中古品を導入する場合は、補助対象外となります。

また、次のような経費は、補助対象となりません。

<具体例>

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ リースや割賦販売で購入するもの
- ・ 通信費、水道光熱費、旅費
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用 など

さらに、経理処理上、次のような場合は補助金の交付対象となりません。

<具体例>

- ・ 平成29年2月28日（火）までに、支払いが完了していない場合
- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい場合
- ・ 他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・ 手形小切手、クレジットカード、ポイントカードによるポイント等で支払いが行われている場合（金融機関等からの振込払い又は現金払い以外の方法で支払が行われている場合）
- ・ 関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合 など

8 補助金交付申請手続き等

提出書類

○印の書類を各1部ずつ提出してください。(両面コピー及びホッチキス留めはしないでください。)

また、★印の書類については、原本(押印したもの)が必要です。

申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

【補助金交付申請提出書類一覧】

| 書類の内容 | 法人 | 個人事業者 |
|---|----|------------------|
| 補助金交付申請・提出書類チェックシート | ○ | ○ |
| 交付申請書(様式第1号) ★ | ○ | ○ |
| 事業計画書(様式第2号) | ○ | ○ |
| 事業収支予算書(様式第3号) | ○ | ○ |
| 法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ★ | ○ | 開業届又は 税申告書(写) |
| 省エネ設備等の整備により見込まれる温室効果ガスの削減量を算出する根拠となる資料 ①整備する省エネ設備の仕様がわかる書類(設備のカタログ等) ②当該設備の改修前後のエネルギー使用量を計算した書類 など | ○ | ○ |
| 対象設備の整備に関する見積書の写し(所要額の内訳が分かるもの) (2社以上の市内に事業所を置く施工者からの見積書の写し) | ○ | ○ |
| 事業実施場所の写真及び位置図 ①更新前設備の設置状況写真及び設置位置図 ②更新設備の設置計画図 | ○ | ○ |
| 省エネ・節電・EMS診断の診断結果報告書のうち、整備する設備に係る部分の写し | ○ | ○ |
| 市民税、固定資産税及び都市計画税の市税に関する納税証明書※(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ★ | ○ | ○ |

※「市税に関する納税証明書」は、区役所・支所市民窓口課又は出張所にお問い合わせください。

【提出書類に関する留意事項】

提出書類についてのその他の留意事項は、次のとおりです。

(1) 補助金交付申請書等の様式は、機構のホームページからダウンロードできます。
(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構HPアドレス <http://www.kyoto-eco.jp/>

(2) 提出書類は、返却しません。

なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行(京都市への事業報告を含む)のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。(「個人情報保護指針」は、機構のホームページで公開していますので、ご覧ください。)

補助金交付申請書の提出先及び受付期間

補助金交付申請書の提出先及び受付期間等は、次表のとおりです。

| 事 項 | 内 容 |
|-------|---|
| 提 出 先 | (一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階 TEL (075) 323-3840 |
| 受付期間 | 平成28年5月9日(月)～平成29年1月31日(火) 必着 (受付時間) 上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時 ※予算の範囲内で、先着順に受け付けます。予算額は、7,000千円です。 |
| 提出方法 | 受付期間内に、補助金交付申請書を持参または郵送により、申請者が提出してください。 ・持参の場合は、あらかじめ担当者に必ずご連絡ください。 ・郵送の場合は、書留または簡易書留により送付してください。 |

9 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、適正と認めるものについて、予算の範囲内において交付決定を行い、結果について、各申請者あてに文書により通知します。(申請書が整ったものから先着順に受け付け、交付決定を行います。)

なお、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

ア 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。

イ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。

ウ 交付決定額は補助金額の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。

エ 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。

なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、あらかじめ機構へ変更申請を行い、機構が変更を承認することがあります。

オ 交付決定後、企業名、代表者・所在地の変更があった場合は、速やかに機構に報告してください。

カ 本事業により取得した省エネ設備等は、善良なる管理者の注意義務を持って管理・保管しなければなりません。また、一定の期間は、処分(売却、廃棄等)することができません。

キ 機構は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数、補助事業者名、事業名、事業期間及び事業概要等を、機構ホームページにおいて公表します。

10 事業の完了及び補助金の支払い

実績報告書の提出

- (1) 事業が完了した後、7日以内に実績報告書（様式第7号）を機構に提出してください。
(遅くとも平成29年3月7日（火）までに提出いただく必要があります。)
- (2) 実績報告書には、次の書類が必要です。
書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

<実績報告書の添付書類>

- ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（契約書、発注書、請書等）の写し
- イ 省エネ設備等の設置完了が分かる書類（納品書、工事完了届等）の写し
- ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、振込依頼書、領収書）の写し
なお、インターネットバンキングを利用する場合は、振込画面のハードコピー及び金融機関発行の入出金明細書が必要です。
- エ 事業の実施状況を確認できる写真
- オ その他、必要と認める資料

完了検査及び補助金の支払い

- (1) 実績報告書の提出後に、機構の職員が事業実施場所に赴き、完了検査（現地検査）を実施します。
- (2) 完了検査において、事業内容が交付決定通知及び交付条件（補助金交付申請時の事業計画）に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定します。（交付決定額が減額される場合があります。）
- (3) 補助金は、額の確定の後、支払います。（精算払い）

11 その他

圧縮記帳

法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としています。が、本補助金は上記規定に当てはまりません。